

予算決算委員会都市経済分科会会議録

招 集

令和6年12月3日（火）本会議休憩中 議会委員会室

出席委員（9名）

（分科会長）西 野 太 一 （副分科会長）吉 岡 古 都
門 脇 一 男 津 田 幸 一 中 田 利 幸 錦 織 陽 子
森 田 悟 史 森 谷 司 渡 辺 穰 爾

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

【経済部】若林部長

【文化観光局】石田局長

〔スポーツ振興課〕成田課長 松永課長補佐兼スポーツ振興担当課長補佐
久城スポーツ振興担当係長

出席した事務局職員

松田局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐

傍 聴 者

安達議員 伊藤議員 稲田議員 今城議員 大下議員 岡田議員 国頭議員
田村議員 塚田議員 徳田議員 土光議員 戸田議員 又野議員 松田議員
矢田貝議員

報道関係者1人 一般0人

審査事件

議案第106号 令和6年度米子市一般会計補正予算（補正第7回）

~~~~~

### 午前10時22分 開会

○西野分科会長 ただいまから予算決算委員会都市経済分科会を開会いたします。

本日は、先ほどの本会議で予算決算委員会に付託された議案のうち、当分科会の審査担当とされました議案1件について審査をいたします。

経済部所管について審査をいたします。

議案第106号、令和6年度米子市一般会計補正予算（補正第7回）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

成田スポーツ振興課長。

○成田スポーツ振興課長 令和6年度一般会計補正予算のうち、本分科会に付託されました経済部所管の事業について、ポイントを絞って説明いたします。

まずは歳出予算の事業の概要（一般会計先議分）を御覧ください。2ページ上段、新体育館整備事業でございます。これは、解体中の市民体育館から検出されたアスベストの処

分等による契約内容の見直しに伴い、令和６年度に支払う経費について増額するものでございます。

続きまして、令和６年度米子市補正予算書（先議分）を御覧ください。２１ページ、新体育館整備等事業費の債務負担行為補正でございます。これは、令和７年度から令和２３年度までの事業費増額分に係る債務負担行為を設定するものでございます。

なお、事業契約の変更内容の内訳を、別途参考資料として配付をしております。

説明は以上でございます。

**○西野分科会長** 当局の説明が終わりました。委員の皆様の質疑、御意見をお願いいたします。

吉岡委員。

**○吉岡委員** 補正予算（補正第７回）での債務負担行為について質問をいたします。

まず太陽光パネルの増設についてですが、これは契約時に５０キロワットだったものが２３９キロワットになったことに伴う債務負担行為の増額ですが、なぜ契約後に容量が変更になったのでしょうか。

**○西野分科会長** 成田スポーツ振興課長。

**○成田スポーツ振興課長** 当初、５０キロワットで設定をしております、このたび２３９キロワット載せるような屋根の仕様に変更したことについてでございますが、これにつきましては、この事業を脱炭素先行地域づくり事業で行うことにしております、市の施策としてその事業を推進するために屋根の仕様を変更したものでございます。以上です。

**○西野分科会長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** このＰＦＩ事業なんですが、要求水準書には、当初から５０キロワット以上という上限を設けていないのにもかかわらず、募集要項が、公表時の添付資料には５０キロワットで提示をしてあります。これですね。これ見ると、ちょうど５０キロワットになるんですが、要求水準は５０キロワット以上なのに、この５０キロという資料を提示したという経緯はどういったものでしょうか。

**○西野分科会長** 成田スポーツ振興課長。

**○成田スポーツ振興課長** 要求水準はあくまで５０キロワット以上ということであっております、そちらの添付資料につきましては、仮に最低限の５０キロワットを設置した場合の参考資料ということで添付をさせていただいております。以上です。

**○西野分科会長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** 最初の要求水準書への質問の回答にも、仮に５０キロワット以上ということの説明があって、その詳細については実施要綱の公表時にということで御回答されているんですが、実施要綱の回答は、結局この資料のみで、仮にとかそういった説明一切なしに、この資料が提示されています。これを見ると、業者の方は５０キロワットでいいんだなというふうに受け止められるのではないかと考えていますので、この辺りが、市がそもそも要求水準を５０キロワット以上上限を設けていないにもかかわらず、ちょっとここで、この資料を提示したことに関して私はかなり疑義を持っています。

脱炭素先行地域づくり事業の関連でということで、担当課のほうにヒアリングをしたところ、当初から屋根に載る最大限の容量で考えていたということで、５０キロワットでいいということにはこれはないと思います。

要求水準書が示された時点で50キロワット以上というふうに上限を設けていなかったものが、募集要項公表時にあたかも50キロワットでいいような資料が添付されていた、添付したということについて再度、御説明をいただけますでしょうか。

**○西野分科会長** 成田スポーツ振興課長。

**○成田スポーツ振興課長** こちらの図面につきましては、あくまで参考資料として載せさせていただいたものでございますが、要求水準の段階で50キロワット以上というふうにさせていただいておりましたのは、太陽光発電の想定を高圧連系で当初しておりまして、要求水準提出の時点でしておりまして、その高圧連系の最低用量ということで50キロワット以上というふうにさせていただいておりました。上限を設けなかったことにつきましては、その時点では募集前ですので、体育館がどのような仕様で提案があつて、どのような仕様のを採択するかというのも分からない状態でしたので、上限を設けることができませんでした。

現在の事業者と事業契約を締結したのが今年の3月だったんですけれども、その時点で米子アリーナの建物の仕様が分かりましたので、その建物で消費する電力量というものを試算しまして、脱炭素先行地域づくり事業ですと、その50%以上は当該施設で消費しないといけないという基準がありますので、それを満たすことのできる太陽光発電の容量というのを試算しました結果、239キロワットが積載できるということが分かりましたので、それに載せられるような屋根の仕様にしたというところでございます。以上です。

**○西野分科会長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** スポーツ振興課のほうはそういうふうなおつもりだったようですが、脱炭素先行地域づくり事業の担当のほうは、やはり公共事業に、この事業にかなうような太陽光パネルを載せるに当たって、なかなか合致する施設がないということで、この米子アリーナはかなり最有力、できれば最大限たくさん載せたいというような意向を持っておられたようですので、その辺りがなかなか事前のヒアリングにおきまして、庁内の意思疎通というか、合意形成というのが本当にちゃんとできていたのかなというふうに、非常に疑問に思っております。

PFI事業に市のほかの事業を加えるに当たっては、事業者からの提案を基にする事業ですので、もう少し庁内の連携というか、合意形成というのをしっかりとなされていなければならなかったのではないかと、PFI事業に、後から追加追加というのもあまりいいことではないのではないかなと私は思っております。

最終的にこういった資料が出されたことで、SPCからの提案というのは、2団体とも50キロワットでの提案だったのでしょうか。

**○西野分科会長** 成田スポーツ振興課長。

**○成田スポーツ振興課長** もう一つのグループの屋根の積載量というのは特に確認はしていません、もう一つのグループのほうは。

**○西野分科会長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** なぜ私がここにこだわるかといいますと、例えば、50キロワット以上という表現で上限を示さずに水準を要求した場合は、相手方は、通常は最大限というふうに解釈すると思います。そういった場合に、事業者はその提案の時点で、それを織り込んだ上で発電の効率とか、屋根が南向きがいいとか、またはコストの面でそれぞれに創意工夫を

して、それを競うというのがプロポーザルだと思うんです。

要求水準をこちらから要求しておいて、相手方は何キロワットか分かりませんみたいなことであると、ここの要求というのは全く審査に関わっていないということになりますけど、これこそこういうことを競う、いかにうちの提案の設計は、屋根にたくさん太陽光パネルを載せれますよ。それをいかに低コストでできますよということを競うのも、この事業の中に入っていなければいけないのではないかと私は思います。これ、最初から屋根に最大限載せたいという意向を事業者に伝えることはできなかったんですか。

**○西野分科会長** 成田スポーツ振興課長。

**○成田スポーツ振興課長** 合意形成ができてないっていうような話もちょうと前にあったんですけど、この50キロワット以上っていう数字を要求水準に設定するに当たっては、庁内で担当課とも協議をした上で決めている数字です。やっぱりその段階でも建物の仕様が分かっていたはずだったので、50キロワット以上ということで表記をさせていただいておまして、そこの段階で最大限載せるっていうことは、そういった協議の中でも出なかったもので、そこは載せてはいないというところですね。

**○西野分科会長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** その辺りが、昨日の聞き取りでも、スポーツ振興課は50キロワット以上だから50キロでも水準を満たしていると言い、環境政策課は最大限最初から載せたい、たくさん載せたいと言い、ちょっと合意形成ができてるようには、私は思えないんですが、その辺りほかの方のコメントはいかがでしょうか。

**○西野分科会長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 新アリーナの屋根に登載します太陽光パネルのことでありますが、先ほど担当課長のほうからもお話ししたとおり、私の下で脱炭素先行地域の事業を進めるプロジェクトチームを持っております。それが私が責任者になりますので、そこでやる公共施設の屋根等を活用した太陽光発電以外の様々な脱炭素施策を庁内が一丸となって進めるという体制を取っております。したがって、意思疎通が十分でなかったという御指摘は、もしそういう面があったすれば私の責任かなというふうに思っておりますが、今、担当課長がお話ししたとおり、当初から新アリーナの屋根に、公共施設の活用ということで太陽光パネルを載せるという構想があり、そのことを承知の上でこの事業も進めてきたということでもあります。

ぜひ御理解いただきたいのは、その3つの施設を1つにするという、米子市において、あるいはこの地域において初の取組でありまして、どのような設計ができるのかということ自体がかなりチャレンジングなものであったということでもあります。確かに脱炭素というものを第一の目的に置けば、全部南側の片屋根で、太陽光パネルを載せるようなしつらえにすれば一番効率がいいのかもしれませんが、それが設計に及ぼす影響とか、はたまた事業費に及ぼす影響というのは、我々の想像ができないようなことにひょっとしたらなるのかもしれない。つまり、このアリーナの目的は、まずは3つの体育施設を1つにして、それをいかに効率よく使いやすいものにするか、これが第一であります。そして、その設計を踏まえた上で可能な範囲で、最大限その屋根を活用した太陽光発電を行う。これ脱炭素に資するという目的であります。これをいかに調和させるかということで、当初の段階では、最低限、つまり高圧接続を想定した場合の最低限の50キロワットというものを最

低限としつつ、あとは設計仕様を見て可能な範囲、もちろん、今回お願いしているとおり、そのことによって経費がかかるという部分はありますので、そういった経費とのバランスを見ながら合理的な範囲を模索して、そして最終決定していくというやり方を選んだということでもありますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。以上です。

**○西野分科会長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** 副市長の言われることはよく分かるんですが、行政が想像ができない、設計上こういった要件、こういった要件、こういった要件を加えた場合に、行政のほうからは想像もつかないということを民間のお力を借りて、P F I で民間提案でやるというのが、それがこういった官民連携事業というものではないかと思うんです。

最初から要件をつけていけば、それに応じて民間のS P Cのほうでコストとの兼ね合い、そういったものを検討されて全てがマッチしたような提案をする、そういった事業者を選ぶということが、市民サービスの向上、最小のコストで最大の利益をもたらすということに、この官民連携事業というものがつながるというふうに私は捉えるんですね。

行政の範囲であれもこれも入れたらできないのでっていうふうな、歯止めのようなものを最初からかけてやることで、もしかしたら、それを全部入れていけば総事業費として収まって、この追加は要らなかった可能性もあります。また、逆に言うと、もともと最大限に太陽光パネルを載せるという計画に対して、そもそも予定価格が低過ぎたということは考えられないでしょうか。

**○西野分科会長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私からは簡潔にお答えしたいと思います、だから、50キロワット以上というふうな設定をしたということでもあります。

それから、予定価格が低過ぎたかどうかというのは、これはいろんな見方があると思いますが、我々としては、様々なコンサルティングも活用しながら適正な予定価格でこの事業を進めたと、このように考えております。以上です。

**○西野分科会長** 吉岡委員。

**○吉岡委員** ちょっと、私は、最初50キロワット以上ということで質問、回答もされていたものが、途中からこういった、さも確定したような資料を出して、事業者から50キロワット、最低レベルのところでは提案があったということに対しての疑義はまだ解消されておきませんので、次の質問に移りたいと思います。

あと、P F I 特有の経費関連について、減額について、この主な内訳というのはどういうふうになっていますでしょうか。

**○西野分科会長** 成田スポーツ振興課長。

**○成田スポーツ振興課長** こちらのP F I 特有の経費関連の中で主なものといたしましては、米子アリーナの設計費及び建設費に係る一括支払金と、以降に係る割賦支払金の充当率につきまして、変更してるっていうことがございます。その変更の内容といたしましては、一括支払金の充当率を、当初75%としていたものを90%に引き上げまして、割賦支払金の充当率を、当初の25%から10%に引き下げることによりまして、割賦支払金の元本を減らしてそれに対する割賦利息の減額を図ることで、こちらの減額をすることができたというものでございます。以上です。

**○西野分科会長** 吉岡委員。

○吉岡委員 変更後の、この数字ですね、９０％と１０％というこの数字の決定理由というものは何か基準とか根拠というものがありますでしょうか。

○西野分科会長 成田スポーツ振興課長。

○成田スポーツ振興課長 この９０％と１０％という数字なんですけれども、参考にさせていただきましたのが、建設工事の標準約款の部分払いの条項を参照いたしまして、事業者と協議の上に決定をしたものでございます。以上です。

○西野分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 事業者側としては、こういった設計業務に関しては先々に分割で払ってもらよりも、もちろん、できる限り一括ということが望ましいと考えられると思います。そういった部分払いの情報に基づくということであれば、最初からそうしていたら米子市の負担も軽いですし、事業者も助かるんですが、なぜ最初の７５％という割合になっていたんですか。

○西野分科会長 成田スポーツ振興課長。

○成田スポーツ振興課長 当初の割合につきましては、こちらの施設が、米子アリーナが県と市との共有の建物ということでございまして、それまで鳥取県のほうで行っていた、糺町庁舎のＰＦＩ事例もそうなんですけれども、ＰＦＩ事例のほうでは７５％と２５％ということでしたおられたということで、その意見を参照に、県と協議をさせていただいて、７５％と２５％ということで当初は設定をさせていただいております。以上です。

○西野分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 ほかの事業でもよくあるんですけど、県がやっていたからってというのは、この米子市の事業として市民に不利益を被らせないというような市民目線でいいますと、県がやっていたからとか、県条例にあるからとかってというのは全く根拠にはならないと思いますので、最初から、どうしたら最も米子市に有利になるのかということを考えてこういったものは設定をしていただきたいというふうに思います。

あと、これは、これを受けて募集要項の１７ページのサービス対価の構成っていう、そこが変わってくるということで、ここは変わらないっていうことですか。

○西野分科会長 成田スポーツ振興課長。

○成田スポーツ振興課長 構成は変わらないっていうことです。

○西野分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 このパーセンテージが変わるっていうところを書いてある契約書の文章なりなんなりを後で教えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○西野分科会長 ほかにございませんか。

錦織委員。

○錦織委員 私のほうからは、維持管理・運営関連っていうところで、マイナス３９３万４、０００円のところでお尋ねします。

もしかしたら説明を受けていたのかもしれませんが、維持管理運営期間が２か月短縮に伴うということで、なぜ２か月短縮になったのかという理由を教えてください。

○西野分科会長 成田スポーツ振興課長。

○成田スポーツ振興課長 この２か月といいますのが、市民体育館の解体工事がアスベストが見つかったことで解体の工期が延長になりまして、それに伴って完成までの工期も２

か月延びたことから、その２か月について維持管理期間が短くなったというものでございます。以上です。

○西野分科会長 錦織委員。

○錦織委員 つまり、工期が延びたということですがけれども、米子アリーナが開始するっていうときもずれるわけですかね。

○西野分科会長 成田スポーツ振興課長。

○成田スポーツ振興課長 解体工事の２か月延長に伴いまして、完成時期も２か月、今のところ延びる予定です。

○錦織委員 分かりました。

○西野分科会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○西野分科会長 ないようですので、以上で都市整備部所管の審査を終わります。  
執行部は退席してください。

**午前１０時４５分 休憩**

**午前１０時４７分 再開**

○西野分科会長 予算決算委員会都市経済分科会を再開いたします。  
予算決算委員会における分科会報告の意見の取りまとめを行います。  
報告に入れる意見につきまして、委員の皆様の御意見を求めます。

〔「なし」と声あり〕

○西野分科会長 それでは、特になかった旨、報告させていただきます。  
以上で予算決算委員会都市経済分科会を閉会いたします。

**午前１０時４７分 閉会**

米子市議会委員会条例第２９条第１項の規定により署名する。

予算決算委員会都市経済分科会長 西 野 太 一